

## 地域包括支援センターの委託について

## 1 趣旨

西脇市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支援する中核機関として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を2か所設置し、委託により運営しています。

現行の委託契約が令和7年度末で完了するため、次期令和8年度からの運營業務を委託します。

## 2 委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

## 3 委託業務の内容

- (1) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）  
（法第115条の45第1項第1号ニ）
- (2) 包括的支援事業
  - ア 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
  - イ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
  - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- (3) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）
- (4) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

## 4 センターの場所及び担当エリア

西脇市内を以下の2か所のエリアに分け、エリアごとにセンターを1か所設置します。

センター名	場所	担当エリア	高齢者人口 (R7.4.1時点)
にしわき北地域包括支援センター	黒田庄福祉センター1階 (西脇市黒田庄町前坂1240)	津万地区（下戸田、上野以外） 日野地区全域 比延地区全域 黒田庄地区全域	6,922人
にしわき南地域包括支援センター	健康福祉連携施設1階 (西脇市下戸田128-1)	西脇地区全域 津万地区（下戸田、上野） 重春地区全域 野村地区全域 芳田地区全域	6,084人

## 5 センターの職員体制

西脇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年西脇市条例第8号）第2条の規定に基づき、センター1か所につき3職種の職員を配置し、加えて、認知症総合支援事業に従事する認知症地域支援推進員を配置します。

職種	職員数等	備考
保健師	1人 常勤専任	保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。ただし、准看護師は不可とする。
社会福祉士	1人 常勤専任	社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
主任介護支援専門員	1人 常勤専任	主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー研修」を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び技能を有している者。
認知症地域支援推進員	1人 週32時間以上の勤務兼務可	地域支援事業実施要綱で定める認知症地域支援推進員の資格要件を満たし、認知症地域支援推進員研修を受講した者（受講予定を含む。）

※上記の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の中から1名を管理者に充てることとします。

## 6 委託先

- (1) にしわき北地域包括支援センター  
社会医療法人社団正峰会  
西脇市黒田庄町田高 313番地
- (2) にしわき南地域包括支援センター  
社会福祉法人西脇市社会福祉協議会  
西脇市和布町 277番地の1

※これまでは、公募により運営法人の募集を行っていましたが、次期については、現在の委託先と随意契約を予定しております。

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月	契約締結
2～3月	事業実施準備
4月1日	業務開始